

流山市地域公共交通活性化協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、流山市地域公共交通活性化協議会規約第11条第3項の規定に基づき、流山市地域公共交通活性化協議会（以下、「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関する事。
- (2) 協議会の資料作成に関する事。
- (3) 協議会の庶務に関する事。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項。

(事務局長等)

第3条 事務局長は、流山市まちづくり推進部まちづくり推進課長をもって充てる。

2 事務局次長は、流山市まちづくり推進部まちづくり推進課交通計画推進室長をもって充てる。

3 事務局員は、流山市まちづくり推進部まちづくり推進課交通計画推進室職員をもって充てる。

(専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項はこの限りでない。

- (1) 事務局の運営に関する事。
- (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関する事。
- (3) 物品及び現金の出納に関する事。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関する事。

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他の文書に関し必要な事項は、流山市において定められている公文書の取り扱いの例による。

(公印の取扱い)

第6条 協議会の公印の種類は、会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

2 協議会の公印の保管、取扱い等については、流山市において定めら

れている公印の取扱いの例による。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月22日から施行する。

別表

名称	形状	書体	寸法	用途	個数	管理者
流山市地域公共交通活性化協議会会長之印		てん書	方24 ミリメートル	会長印をもって発する文書	1	事務局長